

令和4年度からの学校給食費のお知らせ

1 学校給食費納入通知書をお送りします

- ・年間の学校給食費の金額は、6月中旬ごろに「学校給食費納入通知書」によりお知らせいたします。
- ・事前に口座振替の手続きが済んでいない方には、納付書を同封いたします。

2 学校給食費の計算方法

学校給食費の金額は、年度当初に一食単価×年間給食予定回数及び牛乳代を加えた額により計算します。単価は下表のとおりです。令和4年度の牛乳代は55.31円です。

区分		牛乳以外の給食分	牛乳代	1食当たりの給食費
小学校	低学年	200円	55.31円* (令和4年度) ※毎年度変動します	255.31円
	中学年	220円		275.31円
	高学年	240円		295.31円
中学校		310円		365.31円

◆期別ごとの学校給食費の計算方法の例（低学年の場合）

月間給食予定回数が4月：12回、5月：18回、6月：21回の場合

- ・第1期（4月、5月分）＝（200円＋55.31円）×（12回＋18回）＝7,659円
- ・第2期（6月分）＝（200円＋55.31円）×21回＝5,361円（1円未満切捨て）

※食物アレルギー等により給食を年度当初に停止している場合は、停止内容に応じた金額を差し引きます。

3 口座振替は原則月末、月末が土・日・祝日等の場合は銀行の翌営業日です

口座振替スケジュールは次のとおり予定しています。

納付書による納期限も同じです。

口座振替スケジュール

学校ごとの給食実施予定回数に1食当たりの単価を掛けた学校給食費（牛乳代含む）を徴収します。

※年度途中に発生した給食回数の変更による精算は9期で行います。

納期限	6月末日	7月末日	8月末日	10月末日	11月末日
給食費	1期(4・5月分)	2期(6月分)	3期(7月分)	4期(9月分)	5期(10月分)
納期限	12月末日	1月末日	2月末日	3月末日	
給食費	6期(11月分)	7期(12月分)	8期(1月分)	9期(2・3月分)	

4 学校給食費の変更

実際の給食回数が年度当初の予定給食回数と異なった場合は、9期（3月末）にて精算します。

【下記の理由による場合は随時精算処理を行います】

- ・市外転出等により、松戸市の給食提供を受けなくなった場合
- ・アレルギー等により著しく予定給食回数と異なった場合

5 給食を停止する場合や、連続5日以上欠食する場合

所定の用紙で事前に届け出があった場合は、給食を食べない期間に応じて、学校給食費の減額や返金が行われることがあります。

給食を止めたい場合、止めた給食を再開したい場合、連続して5日以上給食を欠食する場合には、以下の届を、給食を止めたい（再開したい）日の4日前（休日を除く）までに学校に提出ください。用紙は学校にあります。

ケース	理由	届出用紙
給食を停止したい場合	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー等でお弁当を持参する 乳糖不耐症なので牛乳だけ止めたい 	「給食停止（再開）届」
給食を再開したい場合	<ul style="list-style-type: none"> 長期欠席していたが通学できる見込みとなった 食物アレルギーが治った 	「給食停止（再開）届」
連続して5日以上給食を欠食する場合	<ul style="list-style-type: none"> 病気やケガで欠席する 	「欠食届」

※身体的理由等によるものを対象とし、嗜好による一部停止はできませんのでご注意ください。

※急な欠席や4日以内の欠席の場合は返金対象となりません（提出不要）。

※学校が届出を受けた日の翌日から起算して4日目（休日を除く）以降が返金対象です。

【参考例：グレーの部分が返金対象となります】

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
届出日				欠食①			欠食②	欠食③	欠食④	欠食⑤
	1日目	2日目	3日目	4日目						

火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
届出日		欠食①	欠食②				欠食③	欠食④	欠食⑤
	1日目	2日目	3日目				4日目		

火	水	木	金	土	日	月	火	水
届出日						欠食①	欠食②	欠食③
	1日目	2日目	3日目			4日目		

連続して5日以上
の欠食ではないので
対象外となります。

6 生活保護（または就学援助）を受給（申請）している場合

生活保護、就学援助を申請し、認定された方は学校給食費の納付は必要ありません。

しかし、認定前（申請中）の学校給食費については納付が必要です。なお、さかのぼって認定された場合、認定された日以後の学校給食費は納付する必要がないため、すでに口座から引き落とされた学校給食費がある場合は返金します。※就学援助に関しましては、毎年度申請が必要です。

7 納期限を過ぎた場合

翌月に「督促状」が送付されます。口座振替手続きが済んでいる方は、翌月に合算して引落しさせていただきます。（同年度内のみ）

未納が長期にわたった場合、法的な措置を含めた対応をとることがあります。

問い合わせ先 松戸市教育委員会 保健体育課学校給食担当室
〒271-8588 松戸市根本 356 番地 京葉ガスF松戸ビル 4階
電話 047-366-7459 FAX 047-366-4070
メール mchokentaiiku@city.matsudo.chiba.jp